

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設名 霧島市国分総合福祉センター
霧島市隼人総合福祉センター
- 2 指定管理者 霧島市国分中央三丁目33番10号
社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

（提案理由）

国分総合福祉センター及び隼人総合福祉センターにおいては、霧島市社会福祉協議会により高齢者及び身体障害者等に対する福祉増進をはじめとした各種福祉サービス事業が展開されているところであり、引き続き同社会福祉協議会を指定管理者に指定することにより、さらに各種福祉サービスの充実が見込まれることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市国分総合福祉センター概要

- ① 施設名 霧島市国分総合福祉センター
- ② 位置 霧島市国分中央三丁目33番10号
- ③ 建築年度 旧館 昭和45年7月 新館 平成10年6月
- ④ 構造・面積 延総床面積 2,064.53㎡
旧館 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積661.30㎡
1階 409.54㎡ 2階 251.76㎡
新館 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 1,403.23㎡
1階 549.48㎡ 2階 446.25㎡ 3階 407.50㎡
- ⑤ 設置目的 高齢者及び身体障害者等に対して健康の増進、教養の向上及び福祉の増進を目的とした交流、レクリエーション並びに研修、集会の利便に供するため設置
- ⑥ 年間利用者 47,974人（平成24年度実績）
- ⑦ 年間使用料 778,730円（平成24年度実績）

2 霧島市隼人総合福祉センター概要

- ① 施設名 霧島市隼人総合福祉センター
- ② 位置 霧島市隼人町松永1434番地2
- ③ 建築年度 平成5年3月
- ④ 構造・面積 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積1,309.8㎡
- ⑤ 設置目的 高齢者及び身体障害者等に対して健康の増進、教養の向上及び福祉の増進を目的とした交流、レクリエーション並びに研修、集会の利便に供するため設置
- ⑥ 年間利用者 1,684人（平成24年度実績）
- ⑦ 年間使用料 0円（平成24年度実績）

3 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
 - 名称 社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会
 - 代表者 会長 松枝 洋一郎
 - 所在 霧島市国分中央三丁目33番10号
- ② 組織
 - 設立 平成17年度
 - 認可 平成17年11月7日法人認可

設立目的 霧島市における社会福祉事業その他社会福祉事業の健全な発達及び
地域福祉の推進を図るため設立

職員数 185人（内訳）職員26人、嘱託職員55人、臨時職員36人、パート職
員68人（平成25年11月1日現在）

③ 平成24年度事業実績

受託施設数 国分総合福祉センターほか11施設

受託総金額 109,899,299円

4 今後の管理運営における特記事項

- ① 条例に基づき、住民のあらゆるニーズに対応する地域の中核施設として運営する。
- ② 安心安全施設として定期点検を励行し、死角箇所を全職員が把握して管理を徹底する。
- ③ 光熱水費の節約など施設の管理経費の縮減に努める。